

# 佐世保特別支援学校いじめ防止基本方針

令和8年4月改定

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条から）

表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。（長崎県いじめ防止基本方針の P. 5から）

## 2 いじめの基本認識

- ①いじめは、どの児童生徒にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### いじめの定義の解釈の明確化

いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

（文部科学省「いじめの認知について」より）

### 3 基本理念

本校は、校訓「健康 協力 自立」を具現化し、個々の教育ニーズを的確に把握し、個に応じた指導の充実に努めている。また、家庭・地域・医療・福祉機関等との連携を密にし、生涯を見据えた指導にも取り組んでいる。健康で日々楽しく生きがいをもって生活できる力や、自ら考え主体的に行動できる力を身に付け、他を思いやる心をもって、積極的に社会参加できる児童生徒の育成を目指した教育活動を展開している。そのため、全ての児童生徒が、安心して学校生活を送り、有意義で様々な活動に取り組むことができるように、いじめ防止に向けて、日常の指導体制を定めている。さらに、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 4 目指す児童生徒像

- 健康でたくましく、生きぬく児童生徒
- 思いやりのある心豊かな児童生徒
- 自立し社会に参加・貢献しようと努力を続ける児童生徒

### 5 いじめ防止のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

#### (1) 構成員

校長、副校長、教頭、部主事、生活指導主任、生徒指導主事、  
保健主事、養護教諭、カウンセラー、保護者代表、地域関係者（学校評議員）  
※その他、必要に応じて、関係学級担任、関係機関（医師、警察等）

#### (2) 役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ②具体的な年間計画の作成と実行、検証及び修正
- ③アンケートの作成と実施及び見直し
- ④いじめへの対応

※いじめに関わる情報があったときやいじめの事実が認められたときには、緊急対策会議を開き、関係のある児童生徒への聴き取り、指導や支援体制・対応方針等の決定を行う。

## 6 いじめ防止のための具体的な取組

### <教職員>

未然防止	早期発見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒一人一人が認められお互いに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組む。</li> <li>● 教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、学習に対する達成感・成就感を育て、児童生徒が自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。</li> <li>● 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。</li> <li>● 「ありがとうの7日間運動」の期間中、朝の会や帰りの会、ホームルームの時間を活用し、自己有用感を育む取組を行う。</li> <li>● コミュニケーション力を育成するとともに、学校行事や児童生徒会活動、総合的な学習（探究）の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的に、教職員及び児童生徒へ生活アンケートを実施し早期発見に努める。</li> <li>● 「いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が、児童生徒の様子を日常的に観察し、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。</li> <li>● 気になる児童生徒がいる場合は、学部会等で児童生徒の情報を共有し、より多くの目で児童生徒を見守る。</li> <li>● 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに「いじめ対策委員会」へ報告し、情報を共有する。</li> <li>● 正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と情報を共有する。</li> <li>● 被害児童生徒を守るとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。</li> <li>● 状況に応じて、臨床心理士や福祉士等の外部専門家、関係機関等の協力を得る。</li> <li>● いじめが解消したと見られても、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。(※1)</li> <li>● ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除し、必要に応じて、警察や法務局等との適切な連携を図る。</li> </ul>

### <児童生徒>

未然防止	早期発見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の主体的かつ積極的な参加ができる児童生徒会活動を行う。</li> <li>● 友達や身近な人を大切にす気持を育む。</li> <li>● 地域での様々な体験を通して、地域の一員としての自覚や自信を育む。</li> <li>● 携帯電話やインターネットを使うルール作りを行い、それを守って利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心配なことがあるときは、教職員や家族に相談する。</li> <li>● 友達が困っているときは、助ける。</li> <li>● 友達がいじめられている場面を見たり、話を聞いたりしたら、教職員や家族へ知らせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● はやし立てたり、おもしろがったりしない。</li> <li>● 見て見ぬふりをせず、勇気をもって、家族や教職員に知らせる。</li> <li>● 友達の気持ちに寄り添い、親身になって接する。</li> </ul>

## <保護者>

未然防止	早期発見	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から子供の様子を注意深く観察するとともに、積極的にコミュニケーションをとる。</li> <li>●携帯電話やインターネットの利用の仕方について、ルールづくりを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子供の様子を適宜学校へ伝え、情報を共有しておく。</li> <li>●服装等の汚れや乱れに気を配る。</li> <li>●子供の持ち物がなくなったり増えたりしていないか、確認する。</li> <li>●悩みなど、何でも相談できるような雰囲気を作る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事実を冷静に確認し、子供の話に耳を傾け、言い分を十分聞く。</li> <li>●学校や相談機関へ相談する。</li> <li>●いじめの問題解決に向けた学校の方針や対応について、意見交換を行う。</li> </ul>

※「いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、送り事項として面談等での確実な引継ぎを行う。

## 7 分教室におけるいじめ防止対策

- (1) 本校におけるいじめ防止対策に準じて取り組む。
- (2) いじめ発生時には、分教室において委員会（本校の管理職を含む）を開催し、情報収集、適切な対応、再発防止に努める。
- (3) いじめの状況等により、関係機関や本校とも密接に連携し対応を行う。

## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態の概要

- ① いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。
- ② いじめにより、児童生徒が長い期間学校を欠席している場合。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

### (2) 重大事態が発生した場合の対応の流れ

- ① いじめを発見した教職員は担任、学年主任、部主事、生活生徒指導部へ報告する。部主事は教頭、副校長、校長へ報告する。
- ② 校長はいじめ対策委員会を招集し、事実関係の調査を行い、対応を協議する。
- ③ 校長は教育委員会へ報告する。
- ④ 必要に応じて、警察等関係機関へ通報する。
- ⑤ 児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等、その他必要な情報を適切に提供する。

## 9 情報端末によるいじめへの対応

※携帯電話等によるメール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめへの対応

- (1) 情報モラル教育の充実

- ①ホームルームにおける情報モラル教育の充実
- ②情報端末機器を使った体験的な指導の充実
- (2) 携帯端末の利用についてのルールづくりと指導
  - ①個人情報の利用の制限(情報セキュリティ要綱などの法令順守)
  - ②不当な書き込みに対する対処
- (3) 保護者との連携
  - ①フィルタリングや保護者の見守りの協力とルールづくり

## 10 公表 点検 評価

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を、ホームページで公開する。
- (2) 学校評価において、いじめ防止への取組を保護者、児童生徒、所属職員で評価する。
- (3) 年間の取組について、学校評議員会において報告して学校評議員から意見を求め、次年度の取組に生かす。

### <年間計画>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議等		いじめ対策委員会 (校内委員のみ) ・いじめ防止基本方針の 確認・周知 ・年間計画				
防止 対策	必要に応じて面談などを実施し、家庭ごとに話を伺う。 「ありがとうの7日間運動」の実施等、様々な教育活動を通して、道徳的内容の充実					
早期 発見		・アンケート(web) (児童生徒・保護者)		長崎っ子の心を見つ める教育週間		・アンケート(Web) (児童生徒)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等	人権教育研 修会					いじめ対策委員会 (外部委員含む) ・次年度の検討
防止 対策	必要に応じて面談など実施し、家庭ごとに話を伺う。 「ありがとうの7日間運動」の実施等、様々な教育活動を通して、道徳的内容の充実					
早期 発見				・アンケート (web) (児童生徒・保護者)		

### ※「ありがとうの7日間運動」

3日から9日の期間で、「ありがとう(サンキュー)」という感謝の言葉でお互いを認め合ったり、自己有用感を育んだりするものとして設け、各部門、学部ごとに具体的な取組を行う。また、道徳的な内容を取り入れた学習を行い、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てていく。